

# 特集 畦畔法面の現状とその省力管理法

## 1 畦畔法面の現状とその省力管理法

県下の大規模稲作農家が経営する水田は大部分が農地の流動化によって管理が移転している。したがって、畦畔の管理者も移動し、大規模経営になるほどその管理労働とコストは大きくなる。

畦畔の草刈りは農家に最も嫌われる作業で、県南部では田植え前から収穫期まで、年間平均して4回、多い農家では6～7回ほどの草刈りをしている。また、担い手の弱体化している中山間地域においては、管理できない現実を抱えている。

さらに、雑草繁茂地はここ数年、カメムシ類による斑点米被害拡大の一原因になっている。

その一方、全面コンクリート畦畔にしては場の面的確保と草刈り作業の回避を実践している地域も多い。

また、景観形成作物にひまわり・コスモスを導入し地域の村おこしに寄与している事例も県内に多くみられ、集落環境の整備に伴いほ場周辺の景観改善が注目されている。

農業技術センターは農業改良普及センターの協力の下、共同で、畦畔管理の作業を少しでも楽に、また、景観形成を高めるにはどうすればよいのか、の観点から化学的抑草・物理的なマルチング・機械による草刈り・植生による被覆等の技術開発と実証を試みている。

その成果の一つである植生による法面管理において、ハーブ類だけでは雑草抑制と法面保護のための被覆度が不十分で、栽植密度を高めたり、マルチの補完資材の利用が不可欠である。さらに除草作業や肥培管理が必須であり、住民参加が欠かせない。

生産と直接関連しない環境整備や景観形成への理解をどのように深めていくか、大きな課題を包含している。各分野の開発技術を集大成した「畦畔・法面の管理マニュアル」を刊行しており、以下にその概要を紹介すると共に、農村環境整備へのさらなる取組みを官民共同で強化していきたい。

置塩 康之（中央農技・経営実験室）